

江戸川区重度障害者大学等修学支援事業

～重度障害者の通学や学内での修学を支援します～

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校）が構築するまでの間において、大学等における修学に必要な身体介護等を提供することで、重度障害者の社会参加を促進することを目的としています。

●対象となる方

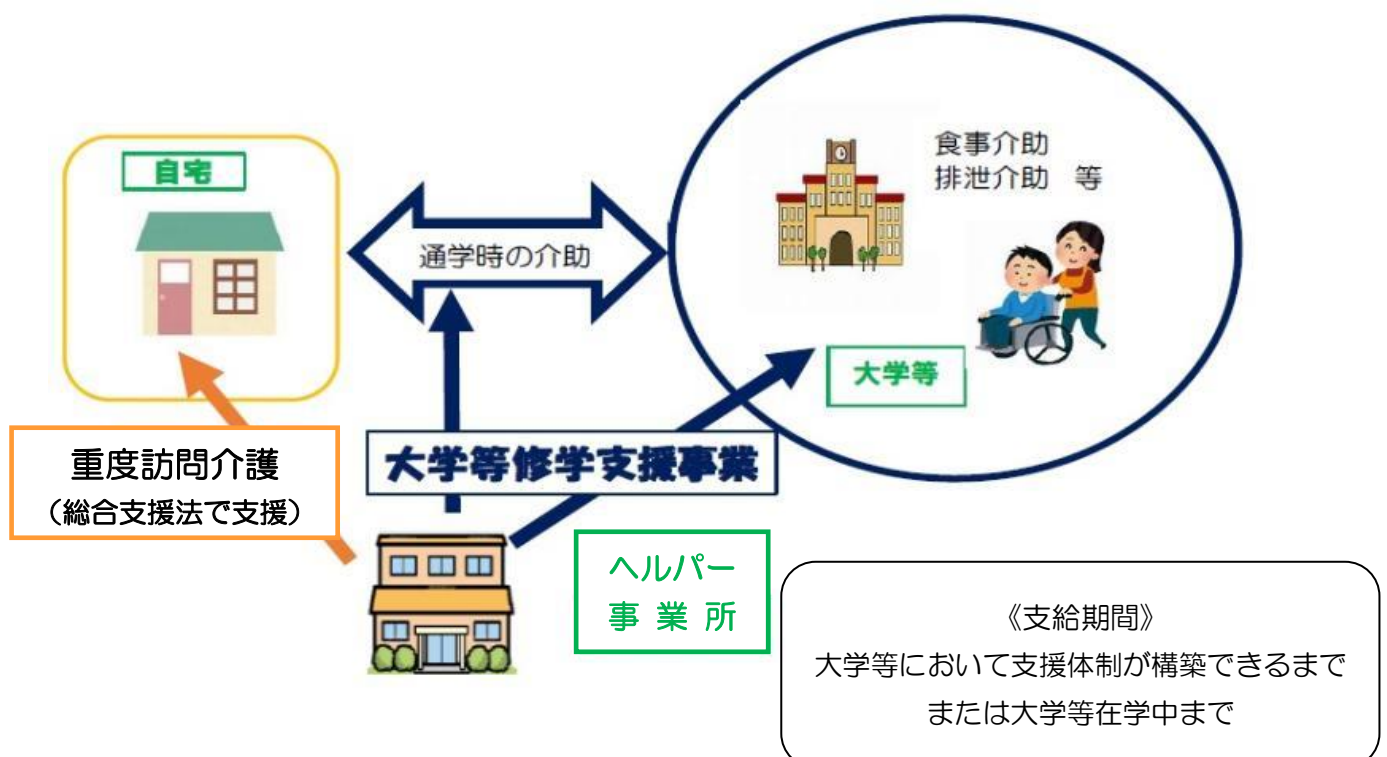
以下の要件を全て満たしている区民の方が対象となります。

- （１）重度訪問介護に係る介護給付費について、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方、またはそれに準ずる方
- （２）大学等への入学後に停学その他の処分を受けていない方
- （３）学修の意欲があり、適切に単位を修得している方（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く。）

●支援の内容

修学にあたり必要な大学等への通学中や、敷地内における身体介護等を提供します。食事介助、排泄介助、衣服の着脱、移動介助など

「重度障害者大学等修学支援事業のイメージ図」



●申請から利用までの流れ

① 相談

- 身体障害者相談係までご相談ください。事業内容や必要書類等について説明します。
- 申請者の方や大学についてヒアリングやアセスメントを行います。

② 申請

- 申請に必要な下記の書類をそろえて区へ提出してください。
 - ・『江戸川区重度障害者大学等修学支援事業利用申請書』
 - ・大学等に在籍する学生であることを証する書類（※入学予定の者にあたっては入学予定であることを証する書類）
 - ・事業の利用を希望する期間等における大学等での履修科目及び出席する授業の日程等を示す書類
 - ・世帯の課税状況等を証する書類
 - ・『大学等就学支援事業承諾書』＋添付書類（※大学等に記載してもらう書類）

③ 決定

- 事業利用の可否を決定し、『江戸川区重度障害者大学等修学事業承認・不承認決定通知書兼受給者証』を申請者宛に送付します。

④ 利用開始

- 申請者が事業所と利用契約を行い、利用を開始します。
- 事業を利用できる期間は決定日からその年度の3月31日又は大学等の支援体制が構築されると見込まれる日のいずれか早い日までとなります。
- 継続の場合は年度ごとに申請が必要になります。

●サービス利用に係る費用について

- サービス利用にかかる費用は1時間あたり2,270円です。
- サービスの提供に要した費用の1割が利用者負担となります。ただし利用者が属する世帯の課税状況に応じ、下記の月額が利用者負担上限額となります。

区分	対象	利用者負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯の方 生活保護受給世帯の方	0円
一般1（障害者）	住民税課税世帯の方 （区民税所得割 16万円未満）	9,300円
一般2	住民税課税世帯の方 （区民税所得割 16万円以上）	37,200円

【問い合わせ・提出先】

福祉部 障害者福祉課 身体障害者相談係
江戸川区役所本庁舎 2階①番
〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1
（電話）03-5662-0052
（FAX）03-3656-5874

区ホームページ

重度障害者等

修学支援事業

詳細についてはこちら

